



模擬国連 2021 年 6 月会議
Position and Policy Paper まとめ A 議場
＜6 月 11 日 公開＞

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、大会 HP の質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点をご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取れますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出して場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けたいしかねます。
- ③ アウトオブアジェンダに関係する記述や直接議題に関連性がないと判断した場合は削除しているものがあります。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることもあります。その点についても、皆さんが作る会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかり責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となった大使は、初日冒頭の議長提案のモデが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようお願いいたします。

Argentina

我々アルゼンチンは死刑を軍法、戦時のような例外的な状況下の犯罪を除外して、全面的に廃止している。死刑が最後に執行されたのは 1916 年で 1984 年には平時廃止、2009 年には法律上で廃止した。我々は 2041 年までに死刑を世界で全面的に廃止することを目標とし、2022 年から 2025 年までの間に死刑モラトリウムを実施して、死刑について世界的に深く議論することを要求する。

アルゼンチンはスペインやイタリアの移民によって形成された国であり、人口の 92.6%がカトリック教徒である。カトリック教会は福音に基づいて、「死刑は許容しない。それは人格の不可申請と尊厳への攻撃だからである。」とし、また、全世界で死刑が廃止されるために決意を持って取り組むとしている。我々はこれに従いたい。

加えて我々は死刑モラトリウムの実施を要求する。死刑モラトリウムとは、世界全体で一時的に死刑を廃止し、国際連合にて死刑制度の今後の方向性を議論するものと定義する。これは 6 ヶ月 1 回の頻度で 2022 年から 2025 年までの間に行いたい。そして SDGs の期間と同様である 15 年間、つまり、2026 年から 2041 年の間に死刑制度を世界で全面的に廃止する国際法を制定したい。理由は以下の三点である。

第一に死刑は、犯罪者とそうでない人を区別する命の選別にあたり、暴力であるからだ。命の選別を行うことはナチスドイツのような劣悪な差別と共通し、人格の不可侵性と尊厳への攻撃にあたる。

第二に、死刑は死を伴うため不可逆であり、万一冤罪だった際、無罪の人間に死を強いてしまう恐れがあるからだ。しかしながら現在、誤審を防ぐことができる司法制度は存在しないため、生命権侵害にあたる可能性があり、これは世界人権宣言に反する。

第三に死刑モラトリウムの期間中は、国際間で死刑執行数の状況の監視をし合う。そのため各国で死刑執行において法外になりすぎないように、抑止力が働くからだ。国際的な監視がない場合、突出して死刑を行っている国に影響され、死刑を廃止国が再度合法化してしまう恐れがある。そこで死刑モラトリウムを実施し、死刑執行数を削減することを求める。

最後に我々は全ての国々へ死刑モラトリウムの期間中に以下を要求する。第一に自国の死刑制度の歴史、現在の死刑執行数、今後の方針をまとめた文書を提出すること。第二に死刑廃止を目的として執行の猶予を確立すること。第三に死刑を事実上廃止している国には、制度を法律化することを求め、再び死刑制度を導入しないようにすること。

我々アルゼンチンは、全ての人の生命権を始めとする人権を尊重し、個人を残酷行為、拷問や品位を傷つける刑罰から守るべきだと考える。死刑モラトリウムを実施し、2041 年までに死刑を世界で全面的に廃止することに努めたい。

Australia

① オーストラリアは、死刑には反対のスタンスである。

1973 年に死刑廃止法が制定され、その後 2010 年に犯罪立法修正法が制定されて、連邦だけでなく州や特別地域においても死刑が廃止された。死刑は、生命を剥奪するという刑罰であり、これは人々の侵すことのできない権利、基本的人権のうちの生命権の侵害である。また、死刑は一度執行されてしまうと、生命権を永久に剥奪するもので、誤判に基づき死刑判決がなされても執行されてしまえば、取り返しがつかない。たとえ殺人

を犯した悪人であっても、政府が人為的に人の生命を奪うのは、行ってはならないのだ。

②①から、オーストラリアはできるだけ多くの国で死刑廃止をしたことがいいというスタンスで、また、死刑の全面的な廃止を呼びかける死刑モラトリアムを求める。特に、1989 年に採択された『市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書』すなわち、死刑廃止の条約が全世界で批准されることを目標とする。

この死刑を行ってはならないというスタンスは、犯した罪の大きさに関係ないという考えからだ。また、オーストラリア国内では、完全に死刑は無くなっているが、オーストラリア外にいるオーストラリア人が海外で死刑判決を受けることはある。これは、オーストラリアとしては決して許せないことである。自国の国民が他国で死刑判決を受けると、その国家間同士の争いに発展することもある。それゆえ、国家を跨いだ判決は慎重になるべきだ。そのためにも、オーストラリアとしては、世界各国で死刑の全面的な廃止は都合がいい。

以上のことから、オーストラリアとしては妥協せぬ死刑の廃止を求めた死刑モラトリアムを展開していきたい。

Bangladesh

前提として、死刑廃止条約には批准しておらず、2020 年死刑モラトリアム総会決議では NO と投票している。

①自由権規約では死刑は生命権の例外であって生命権の侵害にはあたらないと認識している。

ただ、18 歳未満の子供は心身ともに未熟であり、更生を促すのが国家の務めであり死刑を課すことはしていない。

死刑が拷問等にあたるのかについて、自由権規約委員会は当たらないとしており、拷問等禁止条約にも当てはまらないため、死刑を廃止するのに法的拘束力は無く、各々の国の自由であり、そのうえで死刑を廃止させられるのは内政干渉である。死刑制度が導入されている国家における国民は国家と、『人を殺したりするようなことをした場合には自らの命を差し出す』という社会契約をしていることと同然であるため、一国の法律として死刑制度を存置させることに一切の問題はないはずである。

②我々は、人の命を奪うような人に対して死刑を執行することは妥当なことでありと認識している。人の生ける権利を剥奪した者には被害者と同等の報復を受けるべきである。

それに、肉体的な死と同様に、精神的に、被害者の今後の人生に多大なる被害を与えたものに対して死刑は適切なものであると考えている。例えば、性犯罪や殺人未遂なども被害者に深刻な精神的ダメージを及ぼすものであると考えるため、これらの犯罪に対しても死刑は妥当である。

また、当国は 1970 年にパキスタン軍による東パキスタンのベンガル人の残酷な弾圧で、300 万人以上の人々が死亡し、数百万人の女性が性的暴力を受けた人権侵害の結果として誕生した国であり、未だ人権侵害に苦しんでいるため、被害者の権利を重視し、その心身の生命を脅かしたものには死刑を課したい。国家内の治安が未だよい状況ではなく、犯罪者に対する更生を期待するよりは少しでもほかの犯罪者を出さないための抑止力として死刑を何としてでも存置させたい。

尚、我が国で死刑が認められているのは、バングラデシュに対する戦争行為、反乱の教唆、無実の人を死なせる虚偽の証拠の提出、殺人、自殺幇助、殺人未遂、誘拐、強制性交等、麻薬の密売、酸の投擲などである。

また、バングラデシュでは、このような死刑の実施率が極めて低いということも認識してもらいたい。
よって、死刑モラトリアム、死刑の廃止に関しては認められない。

Belgium

- 1 ベルギーはいかなる場合においても、死刑を用いることに反対し、死刑制度の普遍的廃止を求めます。
如何なる罪を犯したとしても、全ての人間には生来尊厳が備わっており、その人格に対して国家は侵略するべきではないと考えます。人は生まれながらにして尊厳を有し、平等で譲ることのできない権利を有している為、差別を受けることなく、全ての人がこの権利を享受することができると考えています。そして、人権とは、誰もが有する権利であり、人類を区分するいかなる特性とは、無関係です。
また、死刑は「不可逆性」を抱えています。全ての人は、法律により設けられ、独立かつ公平な裁判所による適切な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有しています。法曹や既決囚を赦免できる政治家が、絶対に間違いを犯さないと言い切れません。死刑が執行された場合、死刑囚が再審を受ける権利がなくなり、個人の公平な裁判を受ける権利が侵害される可能性があります。冤罪を回避するための最も確実な方法は、死刑を廃止する意外に方法はないのです。
宗教や文化、価値観などにより死刑に対する考え方は各国で異なっていますが、犯罪者と被害者そして国民の権利を守ることは重要であると多くの国が考えています。人々の権利を最大限高めていくことができるように各国が努力を重ねていくことが重要です。信仰により死刑に対して肯定的あるいは否定的な考えが分かれています。様々な宗教の死刑に対する考え方を尊重し、全ての人々が納得のできる結論を導かなくてはならないと考えています。
- 2 ベルギーは死刑囚の人間的権利を拡大させるため、以下のことが重要であると考えています。
 - ・死刑囚の公平な裁判を受けるための権利の保障
 - ・死刑囚は「綺麗に死ぬ権利」を有し、斬首刑・絞首刑・銃殺刑・電気椅子を用いた死刑を禁止し、執行する際は死刑囚の肉体的及び精神的な痛みを最大限軽減する
 - ・同性間による性交、背教罪、反逆罪による死刑の執行を禁止
 - ・18歳未満に犯した罪に対する死刑判決の禁止
 - ・精神及び知的障がい者に対する死刑判決の禁止
 - ・拷問や虐待で自白を強要された可能性のある裁判に対する死刑判決の禁止
 - ・死刑囚の弁護団に対する国家による妨害行為の禁止
 - ・取調べなどで自白の強要や拷問などによる冤罪を防ぐため、「代用監獄の廃止」などの透明性のある司法制度の導入

Botswana

ボツワナは現在、死刑存置国である。我々としては、今後も死刑モラトリアムは適応せず、死刑制度を継続していきたいと考えている。

近年、死刑制度を廃止するべきとする風潮が国際的なものとなっており、死刑存置国の数は減少傾向にある。死刑廃止国の主張としては、死刑は死を伴い不可逆であり、誤審があった場合には取り返しのつかないことになるうえ、無罪の者を罰することは生命権の侵害に当たる、といったものが挙げられる。死刑制度については、人権、特に生命権との関係が問題視されている。

死刑の不可逆性について、誤審による生命権侵害のリスクが挙げられているが、そもそも誤審が発生するということが自体が問題なのではないか。刑罰の重さに関わらず、誤審はあってはならないことであり、死刑だけの問題ではない。司法制度というのはそれを防ぐために存在しているのであって、まずはそちらの改善をすることが望ましい。我が国においても、この考えを基盤として徹底した司法手続きに基づく公正な裁判のもと死刑判決を行っており、誤審の無いよう努めている。

また、死刑には殺人犯罪の抑止効果や、再犯防止などの効果も期待でき、それは国民の生命権を守ることにもつながる。現在我が国は人口が 230 万人と少ない状況である。新型コロナウイルスの流行によってそれがさらに減少し、町の発展が阻害されることで失業者が増え、その失業者が犯罪に手を染める可能性は十分考えられる。失業者への支援はもちろんだが、死刑制度があることによってそのような事態の抑止・軽減が可能であると考えている。

最も、我々ボツワナは、国民感情に基づいた民主主義のもと死刑制度を存置している。民主主義をもつ我々として、国民の意思を尊重した選択をしたいところである。

しかしながら、死刑モラトリアム、死刑制度の問題については意見が二分化しており、対立が起こるのは避けられないであろう。今会議においては、廃止側と存置側、互いの意見を尊重し、共通理解が得られるような建設的な議論が行えることを期待している。

Brazil

我が国では、生命権をはじめとする人権は、拷問及び、残酷な、非人道的な、若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けないために、戦争などの、極端に人権を損害する場合を除き、死刑制度は、人権を侵害するものであり、人権は尊重されるべきだと思います。

なぜなら、我が国では、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書を批准しており、現在、軍事的性質のある場合のみ死刑制度を取り入れています。軍事的性質のある行動に関しては、様々な人の命を無条件に失ってしまい、一般市民までも甚大な被害が及んでしまいます。このような行為は戦争や紛争の再発を防止するため、その場合に限り、死刑制度を認めています。しかし、一般の場合において、死刑というのは、生命を恣意的に剥奪してしまうものであり、人間が持っている権利を侵害してしまいます。我が国が批准している世界人権宣言において、人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を所持しています。死刑を遂行することは、すなわちそれらの権利をないがしろにしてしまうことだと思います。また、たとえ重大犯罪を犯したとしても、人間としての尊厳は失われるべきものではありません。確かに、犯罪を犯すことは、良くないことであり、人道にも反しています。だからといって、死刑によって解決できるのでしょうか。被告人を死刑にしたところで、被害が発生している事実には変わりないと思います。人の命を失う事が償いになるとは思いません。犯人も 1 人の人間であるので、その人権を尊重しながら、罪に対する正当な償いを受けた方が良いと思うからです。さらに、誤審を防ぐことは現在の国際的にみても、そのような司法がなく、難しい状態です。もしも、無罪である人に死刑判決が下ってしまった場合、無実の者に対して、死刑を課すことになってしまいます。その場合、生命権の侵害になってしまうからです。

これらを踏まえ、我が国では、死刑執行における人権の侵害を抑止することを目的とした死刑モラトリアムを作用させることと軍事的性質のある場合を除いた死刑廃止を行うことを求めます。

我が国では、死刑モラトリアム決議に賛成しており、死刑制度を一時停止することは、人権の漸次的発展にも繋がると考えています。主権の範囲内でのみ、死刑モラトリアム

を行っていかうとするという存置国側の意見もありますが、やはり、死刑囚の人権を保護するため、主権を含めず死刑停止を全体的に行っていくほうが良いと思います。また、死刑の制限に関して、まず、存置国において、死刑の情報公開を実施していない国に関しては、早急な情報の公開をした上で、死刑の条件を尊い生命の損失をもたらす者に限定していき、子供、精神障がい者、妊婦、高齢者への一切の執行の禁止をし、国際的に平等な裁判を行う場合にのみ制限していきたいと思います。

Canada

Under present international law, there is no universal prohibition on the imposition of the death penalty binding on all countries in the world. Canadian federal parliament has abolished the death penalty in 1976. The reasons given for abolishing the death penalty was the concern about the state exercising its right to deprive an individual of life because of a miscarriage of justice, government invading the lives of individual and uncertainty about the function of the death penalty as a deterrent to crime. In 1976, Canada acceded to the 1966 International Convention on Civil and Political Rights and its Optional Protocol. Articles 1 and 6 of the ICCPR discouraged states from employing the death penalty. The former protected the right to life against arbitrary execution, and the latter encouraged parties to the treaty to become abolitionist. Considering the right to life and other human rights in relation to the death penalty, Canada believes the rights to life and dignity are the most important of all human rights as a reference to Universal Declaration of Human Rights. Therefore the death penalty violates human rights and does not regard the right to life. Canada thinks the importance of rights to life and human rights must be demonstrated by the country in everything that it does, including the way it punishes criminals.

There are 140 countries that have abolished the death penalty, more than two-thirds of the world. The UN General Assembly adopted a resolution on December 18, 2007 calling for a moratorium on the countries that were then executing the death penalty. We are calling for the protection of the rights granted to death row prisoners and the suspension of executions toward the abolition of the death penalty while gradually restricting the execution of the death penalty.

Canadian federal parliament agrees with the adoption, and Canada believes that the state needs to demonstrate the importance of rights to life and human rights in all actions, including how to punish criminals, and is proactive in abolishing the death penalty. It states that it will take positive action toward the abolition of the death penalty. Therefore, the delegation of Canada would like to proceed with discussions with the goal of "abolishing the death penalty" in cooperation with European countries such as the United Kingdom, which have also abolished the death penalty and have economic power. As a concrete action, we will proceed with negotiations, citing that Asian countries are opposed to the abolition of the death penalty system.

Chile

生命権を中心とした人権と死刑に関して、国際的理論では、死刑の対策だけではなく、死刑が科される可能性のある犯罪の数を減らすための措置が取られている。また、死刑を廃止した国に対して死刑を再導入しないよう呼びかけ、さらにこの点でのメリットや利点を各国に共有するように促すことにおいて国際協力が重要になった。また、短期的に集中して対策を考えるのではなく、長期的な対策にすることで、各国が生命権に対して見直すことができる期間を設けることができることが好ましい。しかし、長期的な対策だけでは、怠惰になってしまう可能性があるため、短期的な対策に対して、対立軸をおきたい。

また、私たちの国では、1985 年以降、死刑が執行されておらず、チリ法律家の視点からは、一般の死刑の廃止を指示している。また、マリの代表が、地域レベルで、処刑に対して死刑を例外的な処罰であると捉え、死刑に対してなんらかの動きを見せる方針であることから、マリとまたその周辺地域と協力をして死刑廃止に努めたいと思っている。

これまでの国際的議論において、死刑に直面している人々が、恩赦手続きが公正かつ透明であり、プロセスのすべての段階で迅速な情報が提供されることを保証することにより、死刑の免除または減刑を申請する権利を行使できるようにすることなど、各国の死刑に対しての情報共有が大切になっている。これに関して、様々な国が賛成を示している。しかし、情報共有を困難とする国に対しては、この政策の方向性が変わってきてしまうので、いかに議論を進めていくかが重要となってくる。

私たちは死刑に対して反対か賛成かを議論し、それぞれのメリットやデメリットを考えた上で死刑執行を反対とする国々と協力をし、短期的な対策を考えていきたい。また、死刑に関する現在進行中の地方および全国的な議論および地域的、ならびに死刑の使用に関する一般情報を利用できるようにする加盟国を増やしたいと考える。

死刑の執行におけるいかなる流産または不法行為も、不可逆的かつ取り返しのつかないことであることに対しての政策が提案されそうだが、それに関しては、各国の宗教などが関わってくると懸念されるので、これに関しては、深く議論していきたいと思っている。

死刑に直面している人々が、恩赦手続きが公正かつ透明であり、プロセスのすべての段階で迅速な情報が提供されることを保証することにより、死刑の免除または減刑を申請する権利を行使できるようにすることなど、各国の死刑に対しての情報共有が大切になっている。これに関して、様々な国が賛成を示している。しかし、情報共有を困難とする国に対しては、この政策の方向性が変わってきてしまうので、いかに議論を進めていくかが重要となってくる。

China

私たち中華人民共和国は死刑は廃止すべきではないと考えている。これには大きく分けて三つの理由がある。

第一に、凶悪な犯罪によって国民の生命権が侵害される事態の方が、その犯罪を起こしたと考えられる犯罪者の生命権を侵す事よりも重大な問題だと考えられるからである。国民の生命権を守るためであれば、例外として死刑は認められるべきだと考える。中国で死刑の対象となる犯罪を三つ挙げる。まず、殺人罪である。個人の生命権を脅かす殺人罪は重大な犯罪だと考えることができる。次に、賄賂だ。不正な賄賂は、利益の独占を引き起こし、本国の政治制度をゆるがすと考えられるためである。最後に麻薬の持ち込みや所持等である。1840 年から 1842 年に起きたアヘン戦争は、イギリス間との薬物の輸入についての立場の相違から起きた戦争だった。そのため、薬物は国を腐敗させるものであると捉えている。この他にも国や国家制度、国民に重大な影響を及ぼすと考えられる犯罪については死刑判決を下す。

私たちは、国家の安全のために悪質な犯罪者を死刑にすることは必要不可欠なことであると考えている。ただし、一部の犯罪については、必要に応じて死刑判決に執行猶予がつく規定を設けている。

第二に、死刑の制度があることで、一般人の犯罪に対する抵抗感を生むことができるのではないかと考えている。これにより死刑に値する犯罪やそれ以外の犯罪を抑止する効果も期待している。

第三に、本国の世論として、死刑制度の廃止に反対している国民の割合が高いため、この世論を尊重すべきだと考えている。

自由権規約では拷問等の禁止を 7 条で定めつつ死刑を 6 条で容認しており、自由権規約委員会は自由権規約の解釈の範囲では死刑が拷問等にはあたらないとしている。また、恣意的死刑は禁止されているものの、適切な手続きを踏んだ死刑についての禁止は明記されていない。本国では、悪質な犯罪者と考えられる人に対して、法律に従って公正な裁判を行うことを目指し、手続きを経て、死刑を執行している。これを踏まえて、生命権の例外として死刑の執行は認められるべきだと考える。

以上の理由を踏まえ、本国では現在の死刑制度をそのまま存続したい。また、国際議論の場では、他国について、本国と同じ意見や制度を有する国には死刑制度の廃止を強制しないという政策を講じていきたいと考えている。つまり、死刑モラトリアムや死刑の制限、生命権と死刑との関係については、各国の法律や世論、倫理観に委ねるべきであり、国連において死刑制度を禁止するような、強制力を持った規定を定めるべきではないと主張したい。諸外国は、各国の決定を尊重すべきであると考えている。そのため、死刑制度を廃止すべきと考える国についても、私たちは反対しないという立場を取る。

Costa Rika

コスタリカは人々の命を尊重するという考えが何年にもわたり、基盤となっている。かつてスペインによる植民地支配を受けていたこともあり、その後内戦等もあったが、現在、常備軍・兵力なしといった、伝統的に平和善隣国政策を行っている。1948 年に軍隊を廃止して以来、1983 年に永世非武装中立を宣言している。しかし、その約 100 年前の 1877 年には既に憲法に死刑廃止が明記されている。

死刑とは、そもそも人が生まれながらにして持つ基本的人権の基盤となる「生きる権利」を国家の名において強制的に剥奪する刑罰である。この「死刑制度」に対して、2020 年では 108 もの国が廃止しており、その先陣を切ったのが、コスタリカであった。

死刑制度が廃止される理由として、主に以下のことが挙げられる。

- ①死刑は人命を剥奪する非人道的な刑罰であること。
- ②誤判の危険性を伴っていること。
- ③死刑による犯罪防止効果は証明されていないこと。

まず①について触れる。先述したように「生きる権利」は最も基本的な権利であり、個人の権利の価値に高低の差はなく、その価値は等しく尊重されなければならない。死刑はその「生きる権利」を国家の名において強制的に剥奪する、究極の刑罰であると考えられている。

次に②について。死刑廃止の意見を裏付ける大きな原因の一つとして、死刑が誤判により、人権侵害を引き起こし得るということがある。判決が人によって下されている以上、誤判から免れることはできない。だが、誤判による死刑の執行は、国家による、これ以上なく悲惨な、取り返しのつかない人権侵害となってしまう。

次に③について。日本を含む死刑存置国においては、凶悪犯罪に対する抑止効果が、死刑制度維持の大きな理由とされてきた。しかし、死刑に他の刑罰を上回る犯罪抑止効果があるかについては、長い間論争が続けられてきたものの、いまだに決着はついておらず、死刑の犯罪抑止効果に否定的な結論を示すデータや研究結果も多い。

例えば、1981（昭和 56）年に死刑を廃止したフランスの統計でも、廃止の前後を通じて殺人事件の発生率に大きな変化は見られない。

また、シンガポールでは、死刑執行数が 1994（平成 6）年の 76 人をピークに 2007（平成 19）年には 2 人にまで減少したが、この期間に殺人事件の発生率はむしろ低下している上、この低下の傾向は、歴史・文化・人口密度・経済レベルといった諸点でシン

ガポールと類似しているが 1966（昭和 41）年を最後に死刑執行がなく 1993（平成 5）年には死刑を廃止した香港と同様であったとされている。

近時、日本でも、死刑判決や死刑執行には、殺人・強盗殺人に対する抑止効果は見られないとの研究結果がある。

このように、死刑に特別な犯罪抑止効果が科学的に証明されていない以上、これを、死刑制度を維持する理由とすることはできない。

死刑制度は科学的効果が証明されていないのにも関わらず、人間の権利を剥奪する刑罰であるので、コスタリカは死刑制度を廃止したのだと考えた。

Denmark

As of today, Denmark forbids capital punishment. About 80% of criminals in Denmark are sentenced to less than a year in prison, and there are three main objectives of criminal punishment. The first goal is social justice. As a criminal pays for their sin, social vengeance becomes satisfied. Moreover, punishment in Denmark is aimed to prevent crimes. It accomplishes this role if the citizens view that punishment functions as a deterrence toward crimes. The final purpose is the reintegration and rehabilitation of prisoners. Although there are prisoners that are not able to rehabilitate, all prisoners should have the opportunity and support to rehabilitate during their sentences.

Denmark has a unique history of capital punishment. Since Denmark is a country where the public has been against capital punishment from an early stage, Denmark completely banned capital punishment in 1978. According to a 2010 interview with the Danish ambassador to Japan, it was considered as obvious in Denmark that capital punishment had already been banned, and that no prisoner had been executed in the past decades. However, the history of Denmark reveals a more complex picture. After the termination of World War II, Denmark did in fact reintroduce capital punishment for a period of time. Between 1946 and 1950, 76 war criminals were condemned, and among them, 46 were executed, which became the last cases of capital punishment used in Denmark before it was officially banned. The reason for such exceptions came from the public's desire for revenge. In order to follow the first purpose of the intention of punishment in Denmark, the executions made during the post-war years were thought to be necessary to satisfy the strong feelings of vengeance that the citizens had.

Nowadays, when Denmark discusses the execution system, the public especially prioritizes the significance of social justice, such as the extent and severity of the penalty. Today, the majority of Danish citizens consider life imprisonment to be harsher for convicts than being executed. At the same time, banning capital punishment avoids the risk of wrongful executions. While the execution institution exists, there is a risk of executing innocent citizens, which is irreversible after the implementation. Therefore, banning capital punishment reduces the risk of permanent miscarriages of justice. In addition, in Denmark, capital punishment is considered to be inhumane and insincere. Taking these considerations into account, Denmark is concerned that capital punishment can lead to permanent miscarriages of justice and does not therefore function as a means of achieving social justice.

Today, capital punishment in Denmark is not accepted for any reason, and Denmark advocates the worldwide abolishment of capital punishment. Since the last executions were carried out after World War II and officially became prohibited in 1978, the Danish criminal justice system has been a role model for the world. The majority of criminals in Denmark benefit from the highly developed and well-maintained rehabilitation system, and they succeed in reintegrating into society once their sentences have been served. According to the Danish government, the

recidivism rate in Denmark is 27.7%, which is among the lowest internationally. This is a much lower rate than many countries that continue to use capital punishment, and it is proof that our approach is working.

Denmark believes that the continuation of capital punishment will eventually lead to wrongful executions and a loss of opportunity for criminals to rehabilitate. To prevent this, we advocate the abolishment of capital punishment. We are looking forward to working with all nations to come to a common consensus on this issue.

Egypt

我々は死刑制度廃止に断固として反対する。なぜなら、死刑制度は我が国の安全保障の重大な役割を担っているからだ。近年、イスラム教を過度に法律に反映させようとするイスラム原理主義のグループを中心とした攻撃的なデモ活動・無差別な襲撃が多発しており、多くの尊い命が奪われている。信教の自由は憲法で保障されており、これらのグループによる国民に対する抑圧・攻撃は断固として受け入れられない。我々は周辺国と協力してこういった抑圧・攻撃の鎮圧を行っていて、死刑は再発を防ぐうえでも非常に重要な役割を担っている。実際、襲撃者が脱獄しているケースも多発しており、更生をしようとしめない者も多い。よって、我々は死刑制度存置を強く支持し、死刑の廃止には反対する。一方で、死刑制度を実行するうえで我が国は以下の原則に従っており、これを国際的な原則にし、死刑制度の刑法上の問題を解決していく：

- ・子どもの権利条約や市民の権利条約、恩赦などの減刑を求める権利に十分に留意する
- ・各国が主権を持ち、それに基づいて法整備を行い最も重要な犯罪を定めること
- ・恣意的でなく、かつ、法律に遵守したうえで行うこと

これらの原則を踏まえて、死刑を行うことが我々としては刑法上の重要な点と考える。しかしながら、世界中の現状を見ていると、以上の原則に従うことができずに、死刑を行っている国がみられることも事実である。よって、我々としては、以下の具体策を講じていくことを提案したい。

- ・死刑の対象などの法律における明確化
- ・法整備のためのノウハウ・資金提供、
- ・裁判の公平性の維持、またそれに伴う資金・人材援助
- ・恩赦・控訴の権利を求めるための資金・ノウハウ援助

今の現状では、死刑モラトリアムの認可の可能性が全くないわけではないが、この判断は各国の主権によるもので無ければならない。また、最初に前述したが、死刑制度が国民の生活と安全を守るために効果的に存在していることをもう一度踏まえると、各国からの法整備のためのノウハウや犯罪者の生活維持・恩赦の要請に対する資金を含む支援を仰いだり、モラトリアムが段階的かつ制限的でなければ、死刑モラトリアムを認可することは難しい。

繰り返し言うが、我々は、死刑制度を存続させることには重大な意義を感じている。死刑制度を廃止したいと考えている国は、我々が死刑制度を存続させている理由が国民の安全を守るためだということを十分認識してほしい。

最後に、我々はイスラム教が広く普及している一方で近代的な制度を多く導入している死刑存置国として、様々な立場の国と協力していきたい。

Finland

① フィンランド憲法で、個人の自由及び不可侵性に対する権利を保障しており、死刑の禁止、拷問又は人間の尊厳を侵害するその他の扱いを受けないことが規定されている。フィンランドでは、死刑を禁止することで人権侵害を防ごうと思う。フィンランドは、元々スウェーデンの一部で、スウェーデンの法律に準じて死刑があったが、1823 年以降は死刑の代わりにシベリアへの流刑が宣告されるようになり、死刑は消えた。

② 死刑の権限は決めず、死刑自体を廃止しようと思う。現在、フィンランドでは、事実上死刑は廃止されているからである。なので我々フィンランドは、国際的に、死刑をなくすことを目標としようと思う。

France

France is completely against the use of death penalty for multitude of reasons. France believes that losses of life death penalty causes is undoubtedly immoral. Even if a convict is a threat to society, he/she is entitled to live - taking the said supreme right away for the benefit of the government is extremely egocentric from the perspective of France.

Not only death penalty is an absurdly immoral action to take, France believes that it is not very effective against combatting and preventing crimes either; therefore, France sees no advantages whatsoever.

France believes that death penalty should never be considered an exception to the right to life; right to life is the supreme right that should not be violated even in the most extreme situations. France will argue that no matter how serious and dire the consequences of crimes by the convict are, there is not a single reason that invalidates him/her as a human being.

France believes that it is reasonable that these convicts are separated from the rest of the society, as without doing so, the society likely will collapse into pure chaos. Even though it is still an immoral action to take to a certain extent, it is for the better of all and is therefore a more moral choice overall. Death penalty, however, benefits no one: whether or not the menace to the society is killed, as long as they are separated from the rest of the world, there is virtually no difference. In return for nothing, death penalty puts an end to one's deserved lifetime earlier and scar every single person involved in the process throughout their entire life - France concludes that it is simply tragic and is not moral whatsoever. With these considerations, capital punishment should never be an exception to the right to life.

Ultimately, France aims for the complete abolishment of death penalty; in the meantime, France wishes that countries that have not abolished death penalty yet will reduce the types of crime eligible for capital punishment, establish systems that allow for the convicts to appeal for the change in the type of punishment or at the very least reevaluation. France also strongly wishes that less people receive death penalty due to discrimination (including but not limited to racial, sexual and religious.).

In order to decrease the number of people receiving capital punishment for arbitrary reasons, France will call for the revision of any unclear laws, as well as the checking of and the revision of the judicial systems to ensure their competency in countries that have not yet abolished the capital punishment.

To ensure that the progress of change is tracked and reasonable actions can be taken both locally and internationally, France encourages the countries that have yet to abolish death penalty to publish progress reports periodically on the topic of what they have changed in terms of policies regarding death penalty, as well as

important datas including but not limited to the number of deaths caused by capital punishment.

Needless to say, France welcomes any effort to suspend capital punishment.

Germany

「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である。」ドイツ連邦共和国における基本法 1 条 1 項にはこのように記されていて、我々の人権に対する考えの根拠となっているのは間違いない。また並びに、基本法 102 条には「死刑は、廃止する。」と、死刑について言及している。この条文の通り、我々は、死刑制度は人間の尊厳を侵しうるものであり、尊重、保護とは縁もないことだと考えているのだ。

我々は過去、ドイツ帝国の時代に、数多くの人間に死刑を宣告し執行していた。民族的な差別のものや、敗戦思想などの理由で、数万人に及ぶ人々の命を奪ってきた。これらは人間の尊厳を無視し侵す冒濫的行為であり、そのため戦後西ドイツでは 1949 年に、東ドイツでは遅れたが 1987 年に死刑が廃止された。廃止時、国民の死刑制度賛成の声は大きかった。その中で死刑を廃止したことは民主主義に反していたのでは、と思われるかもしれない。事実、その結果か死刑再導入の流れも存在した。しかし議論によって再導入の提案が却下され、ドイツ議会および国民の「死刑は廃止するべきである」という現在の意思に繋がったことを考えると、民主主義だからといって、世論に任せ、死刑廃止を推し進めないのは筋が通らない。そのような死刑を廃止しておらず、世論に死刑を賛成する風潮がある国こそ、政府が主体となって死刑モラトリアムを受け入れ、その後の議論の結果として死刑を廃止していくべきだと考える。

完全な死刑廃止は今すぐにできるものではない。その実現には、少しの変化を積み重ねることが重要だ。我々の方向性としては、かつてのドイツに示されるように、議会や政府の意思決定によって死刑推進国の世論を少しずつ動かしていくことが、廃止への一歩だと考える。

我々の立場は変わらずして死刑絶対反対だ。近年の傾向として、死刑モラトリアムをする国が増えているのは、今までのイニシアティブの結果だと認識し、今後も死刑執行の数の減少、死刑廃止国の増加を目指して活動が続けたい。

Guatemala

生命権が最上の権利である以上、死刑被執行者の持つ生命権にも配慮しなくてはならないため、死刑に制限をかけていくことは賛成だ。しかし死刑制度を人権問題的な観点からのみ議論することは安直であると言わざるを得ない。死刑はそれほど簡素で単純な問題ではない。死刑には人権的な観点とは別に、刑事司法上の観点も存在しており、それにおいては生命権と死刑とは直接的には関係のない要素であり、その点こそ我々は重視する。我々は死刑を被執行者の生命権を侵害する人権問題としてではなく、あくまで刑事司法上の平等性を担保するために存置すべきと考えている。よって、死刑モラトリアムには賛成しているが、死刑制度そのものの廃止は、司法の平等性を欠き、死刑の持つ抑止力を失うため、賛同できない。

また、「科学的根拠」がないことを理由に、死刑の抑止力を否定する者がいる。しかし「科学的根拠」とはなんだろうか。国際的に普遍的な抑止力の存在がみとめられること？その抑止力に確固とした科学的なデータが存在すること？抑止力に関する「科学的データ」となりうる可能性のあるものが何であるのかを考えたら、死刑存置国と廃止国とでの凶悪犯罪発生率に大きな違いがあることか？

しかし、そもそも法体系や社会情勢、風土の異なる複数の国家間に普遍的かつ「科学的根拠のある」抑止力の存在を求めることがナンセンスである。

死刑の抑止力を疑う皆さんも、刑事罰一般に犯罪抑止効果があることは認めるだろう。また、その抑止効果は、「刑事罰を科されるかもしれない」という恐怖心に由来することにも異論はないだろう。ではその恐怖心はどこからくるのか？各国においてそれぞれの法体系や社会情勢によって形成された社会的な価値観である。例えば我が国のように、すでに極刑、つまり「刑事罰の象徴的存在」として長年死刑が存在する法体系があり、かつ、治安が最悪で日々多くの人々が残虐なギャングに殺害されるという社会情勢である国家において、死刑を廃止した場合どうなるか。「何人銃殺しても自分の命は 100%安泰だ」という保障、安心感を得たギャングにより、ただでさえ罪なき人々の生命が奪われ続けている我が国の状況が、更に悪化の一途をたどることは火を見るよりも明らかなだ。しかも「死刑に抑止力がない」「科学的根拠」も存在しない以上、各国の治安状況や社会情勢を無視して死刑「廃止」を強制するのは傲慢である。グアテマラは死刑廃止によって自国民の生命を危機にさらすことはしない。

死刑被執行者の生命権を鑑みて、死刑モラトリアムそれ自体には全面的に賛成する。しかし、死刑制度それ自体を廃止に持っていくことは、司法の信頼性並びに自国民の安全を著しく欠落しかねないので、賛同できない。

Ireland

我が国では、死刑は残虐な刑罰と考え、天の神から頂いた神聖な贈り物である命を人の手によって終わらせるべきではないと考えている。また、世界人権宣言第 3 条より、人は全て生命、自由及び人体の安全に対する権利が保障され、また、第 5 条より何人も拷問または残虐な非人道的なもしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けること禁止されている。

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 3 部第 6 条では生命に対する固有の権利が保障されており、さらに第 7 条では拷問、残虐な取り扱い・刑罰が禁止されている。

規約等で権利が保障され、残虐であつたり非人道的であつたりする刑罰が禁止されているにも関わらず、死刑を執行するということは、保障されている権利に抵触してしまう恐れがあると考えられる。よって以上のことから、死刑制度の廃止までの間の期間、死刑を一時停止することを求める。

Iran

イランではシーア派イスラム教が正式な国教である。そのため、シャリーアというコーランと預言者ムハンマドの言行を法源とする法律を定めている。そこには、窃盗、強盗、婚前・婚外性交渉、強姦、同性間性行為、異常性行為、姦通・強姦の不当告訴、飲酒、背教行為（イスラム教からの改宗を含む）、スパイ、麻薬密輸については死刑等の身体刑（ハッド法）が、殺人、傷害では被害者が受けた被害と同等の刑罰を加害者に与える同害報復刑(キサース刑)が規定されている。これは法の下で神に義務づけられた罰則、つまり、死刑はイスラム教の教えに則った法律で定められている刑罰であるため、人権侵害ではないと考える。そのため、イランは死刑在置国として死刑モラトリアム決議に反対していたり、死刑の廃止を目指す市民的および政治的権利に関する国際規約・第二選択議定書に批准していなかったりしている。

これを踏まえた上で、死刑を出来るだけ存続させた状態での死刑モラトリアムを求める。

Japan

①我が国は、生命権を独自の意義を有するものとし、死刑はその生命権の例外であると考えている。生命権は国際人権規約や欧州人権規約の「生命に対する権利」に対応するものとする。憲法第 31 条に記されている通り、死刑は適正手続を踏んだ上執行される。死刑を科すことができる犯罪は最も凶悪な犯罪であり、殺人、反乱、テロ、社会を不安に起こし、公共の福祉に反す犯罪を主に含む。また、「死刑はまさに窮極の刑罰」であり、また冷厳な刑罰ではあるが、刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条（憲法第 36 条）にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない」と最高裁判所の判例上、死刑は憲法にも適合する刑罰であるのだ。さらに、18 歳未満の者、妊婦、深刻な精神障がいを持っている人などへの死刑の適用を禁止している。このように責任能力の無い者の生命権は尊重される。

②我が国は残虐な死刑、誤審による冤罪などを問題視している。このような問題を解決するにはある程度の死刑の制限は必要だと考える。死刑制度を取り入れている国は、国際社会に恣意的な死刑は行われていないということを明確に示さなければならないと考えている。経済社会理事会(ECOSOC) が、1984 年に採択した決議 26 のアネックスにおける最低基準に沿って死刑執行の制限を再確認するべきである。恣意的死刑を確実に防ぐためには死刑存置国が死刑執行の際にこの制限を守らなければならない。また、最低基準の他には各国が司法プロセスの改善や情報の透明化のために力を入れるべきだと考える。具体的には各国の死刑に関する国際的な情報共有枠組みや高質な精神鑑定、DNA 鑑定などを通して、司法プロセスの向上、そして冤罪ゼロを目指したい。これを達成するには死刑存置国の間での話し合いが必須である。

主権の範囲内での死刑モラトリアムを求めるが、死刑執行停止を義務化させることには反対である。我が国は被害者感情、抑止、応報刑論などの理由にのっとり死刑を導入している。そのスタンスは変わらず続ける方針だ。また、日本の内閣府による世論調査では、80.3%が「死刑もやむを得ない」と回答している。よって日本において死刑の存置を支持すべきとの世論が形成されており、死刑執行停止を導入することは国民感情に反するものとなる。もう一度強調するが、死刑執行停止義務付けを受け入れる意向はないため、主権の範囲内でのモラトリアムを求める。

Kenya

1 ケニアでは独立前から死刑が執行されていたが、現在は 10 年間死刑執行がない事実上の廃止国とされている。また、自国は殺人罪あるいは武器を使用した強盗罪で有罪になると、自動的に死刑となる。今後（2017 年以降）は、この 2 つを含むすべての犯罪の量刑を裁判官がその裁量で決めることになる。自国がこのような理由で処刑を行う理由としては免罪での処刑や間違いを防ぐためである。しかし犯罪を犯した人にも人権があるので、死刑の代わりにそれにあたるぐらいの処罰を受ければよいと思う。（ケニアの人権に含まれる範囲は武器を使わない強盗まで。）

また、自国は同性愛者の処罰も行なっていたが、現在は事実上の廃止としている。処罰を行っていた理由としてはアフリカの多くの国がある戦時中ヨーロッパの国々の占領下にあり、その後占領している国の刑法「自然に反した性行為に対しては終身刑、もしくは 30 年以上の実刑」というようなほうが明記されたので、ヨーロッパが同性愛を認めない限りアフリカも同性愛禁止となっている。だが、現在はヨーロッパの 20 カ国以上が同性愛が可能とされているため、ケニア（アフリカ）も同性愛をしていいと考える。

- 2 ケニアは死刑モラトリアム、死刑の制限を求める。その理由としてケニアの憲法の第 26 条 (1) に生存権を保障するため。具体的には死刑モラトリアムを実行するには実行が難しい国の犯罪数を減らすことや同性愛者への処罰をできる限り減らすこと。

Mexico

メキシコは、自由権規約に加入、死刑廃止条約を締結しています。また、メキシコは主にカトリックの国であり、カトリック教会は長い間人格の尊厳を損なうことから死刑の使用に反対してきたため、憲法によって、すべての犯罪において、完全に、死刑制度を廃止することを 2005 年に取り決めました。ここからわかる通り、私たちは、死刑に対して反対の立場です。

死刑は今まで世界全体で、刑罰の中でも例外的な扱いを受けてきており、生命権の例外として扱われていますが、私たちメキシコはそうだとは思いません。

そもそも、死刑は、度々、刑事司法の問題とされることもありますが、「至高の権利」とされる生命権を結果的には奪っており、それはすなわち、人権を奪っていることを意味します。

また、前述の通り、メキシコは憲法によって死刑制度を廃止していますが、他国の裁判で自国民が有罪になり、死刑を言い渡されてしまうという事態が起きています。また、その際に、犯した犯罪の大きさに関わらず、人種差別的な観点から死刑を言い渡される場合もあります。私たちメキシコ政府は、それを阻止するために努力してはいるものの、このような状況から脱せられていないままなのが現状です。上記のように、差別的に死刑を言い渡すのは、人権を侵害していると大いに言えます。

このように、死刑は人権を犯すような理由で行われ、死刑によって人権を犯されるという事が実際に、世界で起きています。このような状況下で、まだ死刑を生命権の例外とするのは無理があるでしょう。そのため、私たちメキシコは、死刑は人権を侵害するものであり、将来的には、全世界で、廃止するべきだという認識を今回の会議に参加する国全体で共有していくことが最も大事だと考えます。

さらに、人権は、世界共通であり、それを守るためには、世界全体で足並みをそろえて、守る対策を講じて行かなければなりません。しかし、その人権を犯していることの一つに、死刑の執行があげられます。死刑の執行によって、私たちは、自国民の人権だけでなく、他国民の人権も侵害している可能性が大いにあるのです。そういったことを防ぐためにも、死刑廃止は重要だと私たちは考えます。しかし、死刑存置国は、すぐに死刑廃止に移行することは難しいでしょう。そのため、その第一歩として死刑モラトリアムを行うべきであり、その際にはすべての国に対して、死刑制度を一旦停止することを要求します。犯罪者が更生する方法は、必ずしも死刑だけではありませんし、死刑を言い渡すことはその人の権利を侵害するからです。どんなに重い罪を犯した人であっても、その人の人権は守られるべきであると私たちは考えます。

最後に、重ねてではありますが、死刑モラトリアムを通じて死刑はその人の人権を侵害するものであり、将来的に廃止するべきだという認識を全世界で共有することを今回の会議で第一に考えていきたいと思います。

Mongolia

①私たちの国はいかなる犯罪においても死刑を行わない体制です。2012 年に死刑廃止条約を批准し、モラトリアム期間を経て 2016 年に刑法が定められて死刑は完全に廃止されました。やはり死刑は人権の問題であるため、全ての国で死刑を廃止することが望ましいでしょう。私たちはアジアでは少数派である死刑廃止国として、アジア諸国に死刑廃止の重要性を訴えていく必要があると考えています。そこで、現在アジアではあま

り浸透しきれていない死刑廃止に前進するためにも、死刑と人権についての関係を確認することがとても重要になります。

自由権規約において「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と記載されていたり、自由権規約委員会が生命権は至高の権利であると話していたことから、死刑について全ての人の生命権が最大に尊重される必要性は明らかであると私たちは考えています。

私たちは世界的に死刑廃止が加速する一方、未だに死刑存置または死刑廃止国だったのに死刑再開をしてしまった国が複数存在してしまうことを残念に思います。中でも「最も重大な犯罪」ではないものに死刑執行を再開してしまっている国があることに驚きを隠せません。こういったことから、より厳密に死刑と人権の関係について言及すべきだと考えています。

②我々は 2008 年までは死刑は行っていましたが、モラトリアム期間によって完全な死刑廃止を達成することができました。世界でもモラトリアム期間に賛同する国家が増えていることをうれしく思っています。しかし、アジアに目を向けてみると死刑モラトリアムがあまり浸透せず受け入れられていないように感じます。どの死刑存置国もまずは死刑モラトリアムを取り入れることが先決だと考えています。

次に死刑の制限に関しては、全面的に死刑を廃止するべきですが、何よりも絶対に恣意的な死刑はあってはならないと考えています。恣意的な死刑が行われないためにも、最も重大な犯罪について全ての国で共通の定義をすることが重要だと考えています。また、「最も重大な犯罪」ではない犯罪に死刑判決を下してしまうことがあることも重大な問題です。これらが達成されれば、国家間で市民の死刑で争うことも減り、世界全体として死刑廃止に一步近づくでしょう。

今回の会議では多くの国で最も重大な犯罪について、死刑廃止を宣言した国の死刑再開などについて合意が取れることを期待しています。

Netherlands

オランダは 1982 年に憲法第 114 条にて「死刑は、これを科してはならない」と明記されて以来、死刑廃止国である。その理由の一つは宗教的な観点からである。オランダは人口の約 40% がキリスト教徒で、その教えの一つの「罪を憎んで人を憎まず」から人を死に至らす死刑をやめている。また、生きている限り人間は更生できると考え、刑罰に適しているのは懲役や労働であり、死刑はそぐはないと考える。さらに、オランダを含む EU の見解では、犯罪者に刑罰を科すことの目的は、「本人に自らの過ちを理解させ、自責の念を持たせ、その人物を更生させ、最終的には社会復帰させる」ことである。この点から言えば、死刑では刑罰の究極的目標が果たせない。よって、オランダは死刑を廃止し、他国にも最終的には死刑を廃止してほしいと考える。ただその前に、死刑の存廃についての議場が収束するまでに死刑執行を一時停止することを求める。

論点 1 についてオランダは、死刑は生命権を侵害するものとする。死刑は不可逆性で、命を伴って罪を償うというものだから、一度実行してしまったら取返しはつかない。冤罪が絶対に生まれない司法制度はなく、冤罪によって罪を犯していない人の生命権が干犯されるのを完全に回避するための確実な方法は、死刑を一時停止することであると考える。他の刑罰も不可逆性を持つことでは共通するが、生命権は至高の権利であ

り、命を奪う死刑はこれに大きく反する。仮に誤審が起きなかったとしても、死刑というのは国家が人を殺すという残虐な行為だと認識し、死刑モラトリアムの実行を要求する。

また、死刑モラトリアムを実施することで犯罪件数が上がるのではないかという懸念があると思う。死刑は犯罪抑止につながっているという考えがあるが、実際にオランダで死刑廃止を始めた 1982 からの殺人発生数、殺人発生率ともに低い水準で推移しており、ほとんど変わっていない。このことから、死刑を一時停止しても犯罪が急増するとは考えにくい。

以上を踏まえて、オランダは死刑存置国が段階的な死刑モラトリアムを実施し、それを得て最終的には死刑を廃止すること目標とする。会議では、既に死刑廃止国である国と協力するとともに、死刑存置国ともきちんと連携して、参加国すべてが納得する死刑モラトリアムを実行することを目指します。

New Zealand

ニュージーランドは 1957 年を最後に死刑を執行しておらず、1961 年に完全廃止している。

死刑は国家が国民を殺すというあってはならない行為であり、世界人権宣言をはじめとする様々な宣言・条約に反しており国際社会で認められている権利を著しく侵害するものである。このことからニュージーランドは死刑制度に対して断固反対し各国においていかなる死刑制度も禁止されるべきだと考えている。この議題はここ数十年間議論が続けられているが、平行線をたどっている我々はそのことに終止符を打つために死刑廃止をしている国と協力し、最終的にコンセンサスを目指したい。

ニュージーランドでは 51 人の市民が銃乱射によって亡くなった事件も発生している。死刑を執行している国家なら真っ先に死刑になるだろうが結果的には仮釈放なしの無期懲役となった。

死刑には様々な問題がある。そのうちのひとつとして冤罪が挙げられる。人が罪を犯し、人がそれを調べ、人が裁く以上過ちが起きてしまうのは仕方のないことだ。それに文句があるのなら神を呼んで裁いてもらうしかない。しかし、残念ながらそれはできない。今の医療技術では死刑を執行したらどうあがいても取り返しはつかない（それこそ神なら取り返せるかもしれないが）ので死刑というのは少なくとも人間が判断し実行すべきものだとは思えない。

また、凶悪犯罪の件数が増えるという指摘があるものの我が国ニュージーランドではそんなことはない。実際死刑を執行していて、先進国かつ治安がいいというイメージがある（その他のことも含めて我が国と条件が似ている）日本と比較してみてもほとんど差はない。Forbes がまとめた安全な国ランキングトップ 10 の中で我が国は 2 位であるのに対し日本は 9 位。また、USNEWS の安全な国ランキングトップ 10 でも我が国は 5 位であるのに対して日本はトップ 10 位にすら入っていなかった。ここで言いたいのは日本より我が国が優れているということではなく、死刑を廃止しても凶悪犯罪が増え安全でない国になることはありえないということだ。

死刑を廃止するためのあらゆる支援をし、死刑のない世界を達成していきたい。

Poland

私たちポーランドは、犯行の性質に関わらず、死刑を「最も基本的な人権である生きる権利と人の尊厳を著しく侵害するもの」と認識している。

はじめに、国内の死刑制度に関する法・宗教・歴史・社会情勢を述べよう。1988 年に死刑モラトリアムを導入したのち、1997 年に死刑執行を完全に廃止した我が国では、そ

の後も殺人発生件数の増加を抑え、むしろ減少傾向にまで持っていくことに成功している。現在のポーランド共和国憲法においても、非人道的かつ侮辱的扱いや刑罰、とりわけ死刑などの執行を固く禁じている状況だ。宗教については、国民の大多数を死刑反対派のカトリック信仰者で占めている。また、これまでにポーランドは死刑廃止が加盟条件である EU への加盟、欧州人権条約など様々な死刑廃止に関する条約への調印を積極的に行ってきた。

次に、死刑モラトリアムについて論じる。この死刑モラトリアムは、可能な限り全人類の生命権を保護できるよう、死刑廃止に繋げる第一歩であると私たちは認識している。そのため、さらに存置国における死刑モラトリアムの導入を促進するために既存の ECOSOC 決議内容に加え、以下の政策を追加するべきだと考えた。死刑モラトリアムを進めるにあたり、まず現在死刑に関する情報を提供していない国の死刑状況が不透明であるため、死刑制度を維持する国に対して毎年死刑の執行内容の情報公開を義務化するべきである。これは、不当な死刑や差別による死刑を防ぐことを目的としている。

次に、被害者への支援等についてだが、今回の会議参加国の中には世論が死刑制度の存続を強く求めているような国もあると考えた。そのため、死刑執行を制限、または廃止した場合に被害者側への対応や支援も必要になると予想されることから、死刑モラトリアムを実施する際に、被害者へのサポートも同時に推し進めるよう奨励する。さらに、麻薬や武器に関する犯罪も死刑執行の対象としている国には、不法な武器、麻薬の所持・密輸・売買・製造に対する死刑の執行を制限または禁止し、それらの犯罪を防止するための法整備を奨励する。

続いて死刑の制限について提言する。現在 ECOSOC で定められている最低基準の中に、いくつかの不透明な点が存在するため、私たちはそれらを明確化する必要があると考えた。まず、幼児の母親を子どもにとって大事な幼児期（ライフ・サイクル理論より）にあたる、出産から 1 年以内の母親と定め、精神・知的障がい者に関しては判決前に精神科医による十分な診断を行い、各国の裁判官はそれらの鑑定結果を十分に考慮するよう促す。それにより、国単位で幼児の母親、精神・知的障がい者の判断基準が異なるという現状の解消へと繋がるだろう。また、死刑判決において平等性・公平性を期すために、いかなる人間に対しても平等に判決を下し、言語が通じない者に対しては通訳を通して裁判を行うよう要請する。

Republic of Korea

我が国は死刑制度が制度としてある停止国である。死刑判決自体多くない国であり、死刑は 10 年以上執行されていない。自由権規約には批准しており、死刑廃止条約には批准していない。

論点 1

我が国は生命権は憲法による制約が不可能な絶対的基本権であると考え。しかし、現段階において即刻生命権を至高の権利として定めることは難しい。我が国では政権が変わるごとに死刑廃止論の立場が変わってしまうことが起きており、生命権の絶対的な立場が定まっていない。この様に生命権の射程が一国内でさえ定まっていないことは問題である上、他国でも起きているこの現状を改善しなければならないと考える。大法院においても死刑を生命権の例外であるとしている。

論点 2

我が国は死刑モラトリアムを前向きに検討しているが、死刑執行に関する正式なモラトリアムを発表したことはない、事実上の廃止国である。10 年以上死刑は執行されておらず、死刑の代替案として仮釈放や赦免を禁ずる終身刑の導入が行われている。これらの

点から我々は死刑モラトリウムを推奨するという立場を表明し、以下の政策を提示する。

- ・各国の宗教、法、社会、歴史を考慮した段階的なモラトリウムを推奨する
- ・死刑執行の際の恣意的死刑禁止の最低基準の遵守

以上のことを踏まえ、生命権は社会によって保護されるべき権利であることを考慮しつつも各国の事情に配慮したモラトリウムを国際的に進めていくことを目標として会議を進めていきたい。

Russian Federation

1989 年、国連総会において、一般に死刑廃止条約または自由権利条約と呼ばれている「死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約・第二選択議定書」が採択された。いわゆるモラトリウム決議については、2007 年及び 2008 年、国連総会において死刑存置国に対し「死刑の廃止を視野に入れて死刑の執行猶予を確立すること」などを求める決議が採択されていた。ロシアは両方とも賛成している。

ロシアでは、ソ連時代末期から当時の民主化と人道主義の観点から、死刑の適応対象を高齢者と経済犯罪を除外した。その後、欧州議会加盟時に死刑執行を停止した。

1999 年に憲法裁判所が死刑判決を正式に禁止する。だがテロ事件頻発を背景に、死刑復活を求める世論が高まりを見せている。プーチン大統領は死刑廃止を行う事を示唆している。2009 年 11 月 19 日にロシア憲法裁判所が死刑廃止を定めた欧州人権条約を批准するまで死刑執行を禁じる決定を出したため事実上廃止された。現時点で 20 年以上死刑執行は行われていない。つまり、ロシアは数少ないモラトリウム中の国である。

論点 1 に関してのロシアの見解は次のとおりである。裁判には汚職もあり、報復初段として利用できる可能性や、誤審が起こる可能性がある。死刑制度復活は人道的原則に矛盾すると認識している。また、生命権は死刑と深い関わりがあり、死刑はそれに反していると考ええる。

論点 2 に関して、ロシアは死刑モラトリウムを求めるべきであると考ええる。具体的な政策としては、段階的に死刑制限を行い、最終的には、すべての国に死刑モラトリウムを導入することを提案する。前記の通り、ロシアは 1989 年から段階的に 60 歳以上、経済犯罪などを除外していき、現在に至る。死刑存置国においても、同様にして死刑モラトリウムを導入することロシアは提案する。また、死刑存置国に対して、最終的に死刑モラトリウムを完全に導入するまでの間、公正で透明性のある死刑裁判や司法を保つ必要があると考える。そのための議論も今回行っていきたい。

Saudi Arabia

We, Delegates of Saudi Arabia, think of human rights and the death penalty as two different things. We think this way, because human rights can be protected even when the death penalty is being used. Especially the rights of crime victims. For example, without the death penalty, when a criminal is released, he or she may go back out into society again, to a life of committing crimes, hurting even more people. We will come back to this example later. Also, the state religion in Saudi Arabia is Islamic. According to their religion, there are only two cases when one is allowed to hurt another human being: when hurting someone who has done something wrong, as in punishing someone; fighting against other religions when they performed some kind of attack against the Islamic people.

At the moment, the death penalty stands in Saudi Arabia, and we have found that more than three-thousand people have been killed during the past thirty years from

2017. In Saudi Arabia, the death penalty is used for crimes such as: murder, drug trafficking, homosexuality, prostitution, drinking, blasphemy against the king or Islamic religion, and so on. About half of the executions are given out to drug traffickers, and these people are killed in public places. But recently, in 2020, Saudi Arabia banned the whiplash penalty, and the death penalty for children under the age of eighteen, due to the convention of rights of children, excluding the terrorism crackdown. We are against the moratorium on the use of the death penalty, since we think that there are many merits using this penalty. Firstly, because of the rights of victims. Since homicide is the number one crime that gets the death penalty, for someone who was murdered, it would be unfair if he or she lost the right to live, while the killer has not. Secondly, because of recidivism prevention. While the recidivism rate differs from country to country, by executing someone there will be no chance of him or her to get away with another crime again. This connects to the first example we gave, meaning while it is not proven that the death penalty will have recidivism prevention, no one will be put in unnecessary danger. Thirdly, because of the Social Contract Theory. The Social Contract Theory stands for the freedom and fairness of every individual, and when it comes to the death penalty, it says “I promise not to kill you. If I violate this promise and kill you, I will give my own life.”. On the other hand, if we stop using the death penalty, it would be as though it was saying “I promise not to kill you. But if you violate this promise and kill you, promise you won’t kill me.”. Fourthly, because we cannot have it all. We thought that when it comes to stopping the death penalty, it depends on whether we emphasize choosing the protection of our country, or the right of each individual. In Saudi Arabia, thanks to the death penalty, our nation is relatively safe and well-considered. According to the research done by the United Nations Office on Drugs and Crime from 2017, our country is 121 out of 156 countries on the homicide rate ranking, calculating to 1.27 people being killed out of 100 thousand people. Fifthly, because of the cost of life sentences. While we understand that the death penalty costs more than life sentences, we wonder whether the people paying for the costs would be happy with how their money is being used if more countries switch to life sentences. In most countries, the cost for taking care of these criminals is weighed over the shoulders of the people of that country. Therefore, for the death penalty, while people are paying for someone who has done wrong to die, if we switch this penalty to the life sentence, it would be as though we are all paying for that someone who has done wrong to live on our money. How would you imagine the people of your country will think of that?

Due to the stance of our country, we would like to work with countries such as China, Iran, Vietnam, Iraq, Pakistan, and Kenya, for these are some of the countries that have the most execution rates, similarly to us, Saudi Arabia.

South Africa

1995 年、南アフリカは、違憲であることなどを理由に死刑制度を廃止した。具体的には「死刑を支持することは国家の暴力を必然的に形成する残虐行為である、また社会を残忍なものにする」としている。また、南アフリカでは 1991 年までアパルトヘイトという人種差別の制度があった。制度をやめた理由として、自国での抗議の高まりとアパルトヘイトに対する国際的な非難に直面したことが挙げられる。現在、南アフリカでは世界で最も先進的とも評された新憲法ではっきりと差別を禁じている。また、差別是正の政策も多数取られている。アパルトヘイトを国家として実施していたことを反省した上で、現在人権について改革に臨んでいる。このように、現在南アフリカでは人権を極めて尊重しており、死刑はあってはならない残虐行為としている。従って死刑は世界的に廃止するべきものだと考えている。

以下に南アフリカの提案を記す。

①2030 年にもう一度今回と同じテーマで会議を開き、それまでの期間をモラトリアム実施期間に位置づけ、各国がモラトリアムを行う。モラトリアム実施期間中は、すべての罪において死刑を行わないとする。そして 2030 年に会議を開き、モラトリアムの結果をもとに死刑を廃止するかどうか話し合う。

②モラトリアム実施期間中、死刑存置国は自国の死刑制度の見直しを行う。また、死刑廃止国は廃止の過程や経験を共有する。死刑廃止国がどのような過程で死刑を廃止するに至ったのか、またモラトリアム・制限を行うにあたってどのような経験をしたかを死刑存置国に共有することで、死刑存置国においてモラトリアムをより円滑に行うことができるかと考えている。

③死刑存置国に、死刑の実施に関する情報の公開を義務付ける。具体的には、第三者機関を作り、死刑判決が出た事案について公正性を調査する。また、年間でどれだけの死刑がどのような理由で執行されたかをレポートなどの形で発表する。こうして冤罪などを防ぎ、実質死刑執行数を減らすことにも繋がる。
万が一誤審があった場合、死刑執行後では取り返しがつかないため、これは非常に大切である。

④死刑存置国が国内で公正性の調査を行うための資金やモラトリアム期間中の治安が心配なのであればそれを援助したりしようと思う。具体的には金銭的な援助や人材派遣などを考えている。こうすることで、全ての死刑存置国の裁判の公正性、透明性を保つことができる。

人間にはみな生命権があり、生きる権利がある。一方で人間の命を国家が奪うというこの残虐行為は、生命権と矛盾する。

この矛盾をなくすため、またすべての人間の生命権を守るために、私たちは死刑を廃止できるようモラトリアムや制限を行うことを強く望む。

会議では、死刑存置国と死刑廃止国が互いに連携し合い、最終的には 2030 年に会議を開くまで、すべての国において死刑の制限とモラトリアムを行うことを目指したい。

Singapore

シンガポールでは、死刑は合法的な刑罰だ。死刑が適用される犯罪は、殺人、麻薬の密輸、製造、銃火器を売買目的で所持だ。薬物犯罪の取締が厳しい国である。なぜなら死刑者は近年では非常に低い水準にまで低下しています。また、シンガポールは死刑モラトリアムに反対している。

トップラインは死刑を存置しても、最低限の人権を尊重し、将来死刑存置国も死刑凍結を目指すようにする。具体的には、死刑の情報（死刑執行日、冤罪の事例、縛首の採用理由）を公開する。シンガポールでは存置国の中で最も正確な統計が出ている。情報が公開することで、死刑執行の残虚さを知り死刑執行は正しいことを考えさせ、死刑者の数を減らす。他国でもそれを促す。存置国の死刑適用者から、未成年、精神障害者、妊婦は外す。国際法で違法となっている薬物犯罪での死刑は薬物の量を引き上げる。

Sweden

すべての人間は生まれながらに尊厳や人権をもち、それは犯罪者も同じである。我が国は EU に所属している。EU の加盟国はすべて死刑を廃止しており、死刑廃止は EU 加盟の条件でもある。2002 年 5 月以降は全加盟国が、戦時中を含むすべての状況における

死刑の完全廃止を規定した欧州人権条約の第 13 議定書に署名した。最後の執行は 1910 年、死刑制度廃止は 1921 年、1972 年に戦時も含めて全面的に死刑が禁止され、その後、憲法でも死刑が禁止された。1998 年に EU は、その人権政策の一環として、全世界で死刑制度を廃止するために死刑反対運動を強化することを決定した。EU は死刑廃止への第一歩としてモラトリアム(死刑執行停止)を導入すること、あるいは、少なくとも死刑の適用を減らすことを求めている。また、死刑が執行される場合でも、一定の最低基準を満たし、透明性のある手続きで行われることを要請している。

1999 年以来 EU は、ジュネーブで開催される国連人権委員会のすべての会合で死刑に関する決議を提出している。死刑廃止に対する EU のコミットメントは、2000 年 12 月のニース欧州理事会(EU 首脳会議)で宣言された EU 基本権憲章 19 でも再確認されている。EU 基本権憲章には、すべての人が有する生命に対する権利と死刑の禁止が盛り込まれている。死刑は不可逆的な刑罰であり、一旦執行してしまえば取り返しのつかないものとなる。司法のシステムは間違いを起こすこともあり、誤審の可能性も否定できない。無実の人が刑を受けた場合、受刑中なら再審にチャンスがあるが死刑が執行されたあとに無罪だとわかってもし取り返しがつかない。また、刑罰は犯罪者に過ちを理解させ、社会復帰をめざすものと考えられており、いかに残虐な犯罪者であっても、その命を国家が奪うことは許されない。よって、死刑モラトリアム、死刑の制限を求める。

Thailand

タイは 2014 年に軍事クーデターが起き、2019 年に民政となったものの要人が軍関係者であるなど軍の影響が強く国内情勢は不安定です。また麻薬関連の犯罪が極めて活発でその最高刑は死刑です。またその他、計画的殺人、死をもたらす強姦、誘拐、テロ、スパイ行為、反逆罪、経済犯罪(贈賄等)などに死刑が適用されています。

①我が国は死刑問題は人権問題ではなく刑事司法の問題であると考えます。死刑は恣意的でないものかつ適正手続きを踏んだうえで執行されるものであれば人権問題にはならないと考えています。また、恣意的死刑に関して、まず「最も重要な犯罪」の定義は上記の我が国の死刑が適用される犯罪であると考えています。次に、弱者に対する死刑に関して、我が国は法律で 18 歳未満の子供、精神障害者、妊婦と出産から 3 年までの幼児を持つ母親に対する死刑を禁止しています。高齢者に関しては特に制限を設けていません。最後に平等性の担保、差別の禁止、公正な裁判は正当な司法手続きに欠かせないものであると確信しています。よってタイは死刑は適正な司法手続きと恣意的な要素の排除の下であれば人権問題にはならないと考えています。

②

我が国における深刻な麻薬犯罪の現状を踏まえ、死刑制度による抑止力は不可欠です。東南アジア全体でその風潮があります。我が国は死刑の凶悪犯罪への抑止力を確信しています。この抑止力がなくなれば国民の凶悪犯罪被害も増加してしまうでしょう。我が国は凶悪犯罪が多発しており死刑囚は 510 人に上ります。このような状況で死刑を廃止することは危険な選択であると考えています。ただ、我が国は国際世論を踏まえ近年死刑執行回数は減っており、死刑モラトリアムは考慮の余地があると考えています。よって死刑モラトリアムが強制されず、各国の主権のもと行うことができるという政策を提案したいです。我が国と同じ、もしくは類似した状況に置かれている国々が多いと考え、死刑制度の存続に関しては各国の裁量に任せるべきだと考えています。

Turkey

死刑は人間の歴史の中で凶悪犯罪に対する処罰として長い間行われてきた。しかし近年その存在意義、またその正当性について議論が起こっている。そもそも、死刑とは受刑者の生命を剥奪することを内容とする刑罰で、生命刑ともいわれる。執行方法は多様

で、絞首、ガス殺、電気殺、銃殺などが用いられる。死刑は、人間が本来所有するはずの生命権を有することを認めない、また、冤罪や誤審の場合には取り返しのつかない事態を引き起こす。これらはつまり、死刑制度により犯罪者、また何の罪も犯していない人までもの人権が守られないということだ。以上のこと、及び死刑には犯罪の抑止効果が期待できないこと、EU に加入するには死刑を廃止することが必須であることから、我が国は死刑の廃止を継続する。

我が国は 1984 年から死刑を執行しておらず、また死刑制度について 2004 年に廃止した。主な理由としては冤罪、誤審を踏まえた上での死刑執行は取り返しがつかないこと、EU に加入するためには死刑の廃止が必要なことだ。しかし、5 年前に勃発したクーデター未遂事件以来、大統領を始めとした約 7 割(2019 年時点)の国民が、女性を狙った殺人犯やテロリストに対しての死刑を求めている。また、大統領は死刑制度復活に尽力すると公言した。

まず、生命権をはじめとする人権と死刑との関係について、人間が所有するどの人権も生きていなければ有することができない。つまり、死刑により生命権をも有する権利がなくなることになる。また、仮に死刑が執行された後に冤罪、誤審だったことが判明したとしても亡くなった人を生き返らせることはできない。つまり、これは人間の尊厳を傷つけることになる。

次に、死刑モラトリアム、死刑の制限について、我が国は死刑モラトリアムを求めず今後も今まで通り死刑制度を継続することを求める。前述のように、死刑制度は人間の人権を脅かすものである。また、死刑が終身刑よりも犯罪を抑止するのに効果的だという、信用するに値する証拠はない。さらに、我が国にとっては EU に加入するためには死刑制度の廃止が必須である。EU は国連人権憲章に従い、死刑は人間が持つ「侵されるべきではない権利」に反するとして、加盟条件の一つとして死刑制度の廃止を求めている。我が国は EU に加入することが国益として重要である。なぜなら、加盟が実現すれば、EU 加盟国との輸出入がより盛んになり、我が国の経済成長に繋がったり、またもし将来、経済が停滞した際も EU からの援助を受けられるからだ。以上の理由から死刑モラトリアムを求めず今後も今まで通り死刑制度を継続することを求める。

死刑制度は人々の人権が脅かされるものである。また、死刑には犯罪の抑止効果が期待できないこと、EU に加入するには死刑を廃止することが必須であることから、我が国は死刑モラトリアムは求めず、死刑制度の廃止を継続することを求める。

United Kingdom

1966 年、基本的人権の尊重を定めた国連の国際人権規約が採択され、89 年に国連総会で死刑廃止条約が採択された。現在は、死刑廃止国が大半となっている。死刑の存置は生命権に矛盾しないことを定めるべきであり、また、死刑執行の対象となる犯罪者、死刑執行の対象となる犯罪について各国で具体的に定めるべきである。また死刑確定者の人権及び生命権を尊重すべきで、仮に再審請求を求める場合は再審を行わなければならない。イギリスは自由権規約、死刑廃止条約ともに批准しており、死刑存置には反対の立場である。イギリスでは 1965 年に死刑執行停止法案が提出され、それは西洋キリスト教国の中でイギリスは死刑廃止において遅れているという背景があったからだ。同年に北アイルランドを除く国内で殺人罪に対する死刑を 5 年間停止し、1969 年に執行停止を恒久化した。1973 年には北アイルランドでも廃止された。また戦争下を除き死刑が禁止されるヨーロッパ人権規約第 6 議定書に批准しており、また 2003 年には死刑を

全面的に禁止するという内容のヨーロッパ人権規約第 13 議定書に署名し、これにより条約を脱退しない限りイギリスでは死刑復活が不可能となった。しかしイギリスの世論調査では死刑に対する賛成派と反対派の割合が拮抗している現状もある。賛成派としては、殺害によって他人の命を奪った人の人権は喪失しているため、処刑を行うことは正当化される、極悪な犯罪も含めた犯罪の抑止効果がある、囚人を拘束する費用が浮く、遺族の応報感情を満たす、などという意見がある。特に死刑の復活であると考えられている犯罪は強姦、児童に対する強姦・虐待、ペドフィリア関連犯罪、テロ、成人による児童の殺害などがある。また、イギリスでは 1950 年に誤審により男性の死刑が執行された事件をきっかけに、誤審による死刑執行があってはならないという反対派の意見が広まった。イギリスが 2020 年まで加盟していた EU では、いかなる罪を犯しても極刑である死刑の禁止し、人権政策の一環として全世界に死刑制度を廃止するか、モラトリアムを導入するように呼びかけている。イギリスは、「死刑は不必要に残酷、その犯罪抑止効果は過大評価されている、時として取り返しのつかない間違いが犯される」などの死刑反対派の理由が多かったことにより、死刑を一時停止している間に死刑の代わりに拘禁刑を導入した。現在では終身刑が最高刑となっている。イギリスとしては、子どもの誘拐殺人、政治・宗教・人種・思想などが原因の殺人、勤務中の警察または刑務所の看守を殺した場合にのみ終身刑が取り入れられているため、各国に死刑モラトリアムの採用、死刑存置にはこのような場合にのみ死刑が適用されることを促す。

U.S.A

現状として、2021 年 4 月時点で、連邦+軍隊+27 州の合計 29 の立法行政司法単位は法律で死刑を定めており、23 州+ワシントン D.C.+5 自治領の合計 29 の立法行政司法単位では法律に死刑は無い。2020 年には、合計 7 の立法行政司法単位で死刑判決が有り、合計 6 の立法行政司法単位で死刑が執行された。また、2020 年終了時点で、合計 12 の立法行政司法単位は、最近 10 年以上連続で死刑の執行が無い。現時点で本国は、死刑廃止条約に関しては反対票を投じており、その点においては日本、中国、イスラム諸国などと方向性は一致すると思われる。

憲法第 8 条により「残虐で異常な刑罰」を与えることは禁止されており、それは人権を保護するためのものであるというのは確実である。その上で死刑に関しては、「残虐で異常」でなければ正当であると判断する。故に事実として「残虐で異常」と考えられた処刑法は廃止、変更が進められており、死刑そのものを「残虐で異常」と判断した州は死刑を廃止している。また、人権という観点では死刑は最も人権を侵害している刑罰と云える。しかし、一定以上重い犯罪を犯した者を「命をもって償わせる」無期懲役以上の重さの刑罰は必要であり、死刑を執行された者は必然的に何の行動も起こせなくなるため、凶悪犯の再犯防止にもつながる。微力ながら死刑制度の威嚇力は犯罪防止にもなるだろう。また、死刑廃止に対する反対意見の中で「裁判の可能性がある以上取り返しのつかない死刑は危険」というものがあるが、誤判に関してはどのような刑罰であってもあってはならないことであり、死刑に反対する正当な理由とは考え難い。

近年は、死刑を執行している国は少なくなっている。アメリカは、死刑を執行している数少ない国の中の一つであるが、法律のもと、長期間にわたって事件を振り返り、慎重に死刑判決を下している。

アメリカ合衆国はモラトリアムは求めない。実際、2020 年の 11 月にアメリカはモラトリアムをやめている。その結果、11 の死刑が行われ、正当な罰が下された。死刑廃止の議論はまだ収束しそうにもない中、再び 20 年近くモラトリアムを求めることによって、何人もの犯人に正当な罰を下すことができなくなる。アメリカは 1 つの死刑の判決を下

すのに約 10 年はかけている。だからこそ、死刑によって罪を償うべきものを罰する必要があると考える。

また、死刑の対象となっている被告人が公平な裁判、判決を受けられるように、アメリカ合衆国は、以下の死刑の制限を求める。凶悪な殺人事件の犯人のみの死刑。また、担当の裁判所が複数回、長年かけて、殺人事件を見直すことを前提とし、殺人の手段、被告人の精神状況や被害者の年齢や人数も検討の対象とする。死刑の手段は致死注射のみとする。

以上より、アメリカ合衆国はモラトリアムは求めないが、正当な死刑制限を求める。

Vietnam

我が国は、人口 9762 万人(2020 年時点)を抱える社会主義共和制国家である。首都はハノイにあり、公用語にはベトナム語を用いている。キン族が人口の約 86%を占め、その他 53 の少数民族が暮らす。主な宗教は仏教、カトリック、カオダイ教などである。ASEAN、APEC、WTO 等の国際機構に加盟している。ラオス、タイ、ミャンマーにまたがる世界有数の麻薬生産地からの主要な密輸拠点になっているため、薬物の使用による死亡、健康被害や注射器使用による HIV への感染が問題になっている。また、薬物の使用は犯罪の増加につながるため、厳しく取り締まる必要がある。そのため、アヘンやその他の麻薬の違法な生産、輸送、販売、備蓄、使用は法律によって固く禁じている。

我が国では、人権は一般に全ての人に与えられており、保障されるべきであると考え。しかし、殺人等により他人の生命権を奪った場合には、同等に生命権を剥奪される。

そのため現在、殺人を犯した者、または麻薬流通等の他人の健康的な生活を脅かし、生命権を奪っていると考えられる犯罪を犯した者には死刑を実行している。ただし、罪を犯した時点又は裁判の時点で、未成年であった者、死刑判決後に減軽を受けた場合は適用されず、後者の場合は無期懲役に変更される。また、親の死刑判決または死刑は、子供の健康、情報、および差別からの保護に対する権利を侵害する可能性があるため、子供の生命権の観点から、妊婦及び 36 か月以下の子供を育てている女性には死刑が適用されず、無期懲役に変更される。

過去には銃殺による処刑であったところを、2011 年、人道的観点から致死薬投与という方法に変更した他、2015 年には 7 種類の犯罪で死刑を廃止した。これらの変更は死刑モラトリアムに近づいたとして評価されるべきである。

以上より、今会議にあたり、現在の体制は我が国にとって理想的であるため、即刻変更をすることは望まない。死刑を全面廃止しすべての犯罪者を無期懲役に処すという改善策については、第一にその費用は国民の負担となること、第二に被害者と同様に生命権を失うべきだという自国の考えにそぐわないため我が国では採り入れがたい。